

広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和37年広島市水道局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表6の項中「出勤した職員」の右に「（現業所附属住宅に居住する職員を除く。）」を加え、同項を5の項とし、同表中7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 この規程の施行の日前において、この規程による改正前の広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

広島市水道局規程第2号

平成27年3月27日

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 高広義明

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程

（広島市水道局就業規則の一部改正）

第1条 広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「育児休業、育児短時間勤務及び部分休業」を「休業及び育児短時間勤務等」に、「第21条の7」を「第21条の9」に改める。

「第4節 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業」を「第4節 休業及び育児短時間勤務等」に改める。

第21条の7を第21条の9とし、第21条の6を第21条の8とし、第21条の5を第21条の7とし、同条の前に次の2条を加える。

（自己啓発等休業）

第21条の5 職員としての在職期間が2年以上である職員に対しては、管理者が別に定めるところにより、当該職員の大学等課程の履修又は国際貢献活動のため自己啓発等休業の承認をすることができる。

（配偶者同行休業）

第21条の6 職員としての在職期間が2年以上である職員に対しては、管理者が別に定めるところにより、外国に滞在する配偶者と生活を共にするための配偶者同行休業の承認をすることができる。

第39条の2の見出し中「育児」を削り、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（平成17年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第3号

平成27年3月27日

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 高広義明

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び参事」を削る。

別表の1の表2の部中「参事」を削る。

別表の2の表財務課の部11の款中「業務委託契約に関する事務」を「業務委託契約（建設コンサルタント業務等を除く。）に関する事務」に改め、「予定価格」の右に「等」を加え、同部中16の款を17の款とし、13の款から15の款までを1款ずつ繰り下げ、同部12の款中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、

Table with 2 main rows and 4 columns. Row 1: 1 工事請負の予定価格、調査基準価格及び競争入札等参加者の決定 (1) 5,000万円以上のもの (2) 1,500万円以上5,000万円未満のもの (3) 1,500万円未満のもの. Row 2: 1 工事請負の予定価格等の決定 2 工事請負の競争入札等参加者の決定 (1) 5,000万円以上のもの (2) 1,500万円以上5,000万円未満のもの (3) 1,500万円未満のもの. Columns contain circles and text like '金額区分は、1件の設計金額を示す。' and 'を'.

め、同款を同部13の款とし、同部中11の款の次に次のように加える。

12 業務委託契約（建設コンサルタント業務等に限る。）に関する事務	1 業務委託の予定価格等の決定（特命随意契約を除く。）	○	金額区分は、1件の予定金額（長期継続契約に係るものにあつては、契約期間における予定支払総額）を示す。
	2 業務委託の競争入札等参加者の決定（特命随意契約を除く。） (1) 2,000万円以上のもの (2) 1,000万円以上2,000万円未満のもの (3) 1,000万円未満のもの	○	
	3 業務委託の入札に係る落札者の決定及び再入札の執行の決定	○	
	4 業務委託契約の締結（特命随意契約を除く。）	○	

別表の2の表人事課の部6の款中「、参事」を削り、「組合休暇の許可並びに」の右に「自己啓発等休業、配偶者同行休業、」を加え、同部8の款中「、参事」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第4号

平成27年3月27日

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(広島市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 広島市水道局事務分掌規程（平成26年広島市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「又は参事」を削る。

第3条第7項第1号中「調整」を「調査」に改める。

(広島市水道局幹部会議規程の一部改正)

第2条 広島市水道局幹部会議規程（昭和38年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「、参事」を削る。

(広島市水道局職員の職名に関する規程の一部改正)

第3条 広島市水道局職員の職名に関する規程（昭和38年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員」の右に「（地方公務員法（昭和25

年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

第2条第1項第1号中「、担当部長及び参事」を「及び担当部長」に改める。

(広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第4条 広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第2項」を「第3項」に改める。

別表第1の7級の項中「、参事」を削る。

(広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部改正)

第5条 広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程（昭和42年広島市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の6」を「第21条の8」に改める。

別表職名の欄中「、参事」を削る。

(広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正)

第6条 広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（平成4年広島市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表職名の欄中「、参事」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

監査公表

広島市監査公表第6号

平成27年3月12日

平成27年1月13日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 沖 宗 正 明  
同 渡 辺 好 造

(別紙)

広 監 第 1 3 2 号

平成27年3月12日

請求人  
(略)

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 沖 宗 正 明  
同 渡 辺 好 造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)

平成27年1月13日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成27年1月13日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

該当職員

次に掲げる決裁書類に名前のあるもの全員

平成25年4月30日決裁 管理番号244 件名：平成25年(ワ)第379号損害賠償請求事件について

平成25年11月27日決裁 管理番号2499 件名：平成25年(ワ)第1470号損害賠償請求事件について

平成26年2月19日決裁 管理番号7369 件名：平成26年(ワ)第53号損害賠償請求事件について

平成26年3月10日決裁 管理番号1051 件名：平成26年(ワ)第173号損害賠償請求事件について

平成26年5月20日決裁 管理番号748 件名：平成26年(ネ)第105号損害賠償請求控訴事件について

平成26年7月17日決裁 管理番号1349 件名：平成26年(ネ)第204号損害賠償請求控訴事件について

違反事実

弁護士謝礼金の不要な支出

広島地裁平成25年(ワ)第379号 広島地裁平成25年(ワ)第1470号

広島地裁平成26年(ワ)第53号 広島地裁平成26年(ワ)第173号

広島高裁平成26年(ネ)第105号 広島高裁平成26年(ネ)第204号

広島市を被告とするこれら損害賠償請求事件について、訴訟代理人弁護士が一人で十分であるのに、正当な理由なく訴訟代理人を2人選任し、弁護士謝礼金の不要な支出をおこした。

訴訟代理人弁護士が一人で十分である理由

これら事件は精神的被害の慰謝料の請求であり、国家賠償法による請求である。判例を考えれば、ほとんど原告(請求者)に勝訴の見込みのない事件である。

原告(請求者)は本人訴訟であり、特段背景に組織を持たず、特に警戒の必要のない相手である。

事実関係についても、原告は広島市の不法行為について

広島市の開示請求文書からの事実によって争ったもので、被告側対応に調査や専門知識が必要なものではない。原告が知っていることは当然市側も知っており、原告が知らない事実も市は当然把握しており、圧倒的優位な状況である。

請求額が少額である。

広島地裁平成25年(ワ)第379号は訴額150万円であり、広島地裁平成25年(ワ)第1470号は20万円、広島高裁平成26年(ネ)第204号は5万円、外は全て10万円である。

訴訟代理人を2人とする理由として1人不在時に対応可能であることを理由としているが、これら事件にはなんら緊急性はなく、不在などで時間がかかれば、裁判所に猶予を求めれば事足りることである。仮処分など対応に緊急性が求められる可能性はない。

これら事件は国家賠償の要件を満たすか否かの法律審のような性格であり、特別弁護士が活躍する要素はない事件である。

ほぼ勝訴が見込め、特段の専門性を求められていないのならば弁護士は最少人数にし、費用負担を最小限にするべきである。

平成25年(ワ)第379号事件は広島県も被告だが広島県の訴訟代理人弁護士は一人である。

請求者は他に3件(平成25年(ワ)第162号 平成25年(ワ)第181号 平成25年(行ウ)第28号)の本人訴訟を行ったが、いずれも県側の訴訟代理人弁護士は一人であった。もちろん県側が全てに勝訴した。

広島市があえて二人の弁護士に依頼することは広島県の対応からも不適切で不自然である。

広島市の被害

平成26年1月1日から同年3月31日の支払い分の内  
福永孝の支払い分 328,000円

福永宏の支払い分 481,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば30万円は節約できたはずである。

平成26年4月1日から同年6月30日の支払いの分の内

福永孝の支払い分 206,000円

福永宏の支払い分 299,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば20万円は節約できたはずである。

平成26年7月1日から同年9月30日の支払い分の内  
福永孝の支払い分 335,000円

福永宏の支払い分 481,000円

訴訟代理人弁護士1人であれば30万円は節約できたはずである。

以上トータルで80万円近い金額が節約できたはずである。

これらは当然防げた支出であり、作為をもって弁護士に便宜を図り過大な支払いをおこなったかのような不適切な支払である。

必要な措置について

市職員との不適切な関係があるならば別だが、何ら瑕疵のない弁護士に返還を求めることは当然できないため、(受任した以上二人の必要はなくとも支払いを受ける権利は当然ある。全ては依頼したものの責任である。) 現実の費用の弁済回収は難しいため、今後の是正と関係職員の指導処分を求める。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年1月28日に、平成27年1月13日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年2月10日に、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、同年1月29日に証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答があった。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、訴訟代理人の選任の決定及び謝礼金の支払を行った企画総務局から平成27年2月6日付け広企総第99号により、訴訟代理人の選任の決定を行った教育委員会事務局から平成27年2月6日付け広市教総第117号により、それぞれ意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

企画総務局から提出された意見書の内容は教育委員会事務局から提出された意見書の内容を包含しており、その要旨は以下のとおりである。

(1) 意見の趣旨

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 意見の理由

ア 本件措置請求の要旨

本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりであると解される。

請求人が本市を被告又は被控訴人として提起し、又は控訴した6件の訴訟(以下「本件各訴訟」という。)について、本市はそれぞれ2人の訴訟代理人弁護士(福永宏弁護士、福永孝弁護士)を選任しているところ、本件各訴訟は弁護士を2人も選任して進行しなければ本市が勝訴できないような内容ではないこと等から、この選任

に正当な理由はなく、したがって、当該弁護士2人に対する謝礼金の支払は、過大で不当である。

よって、今後本件各訴訟のような訴訟における訴訟代理人弁護士の選任についての是正を求めるとともに、本件各訴訟の訴訟代理人弁護士選任に関わった職員に対する指導、処分を求める。

しかしながら、請求人のこの主張に合理性はなく、到底承服できるものではない。以下その理由を述べる。

イ 訴訟代理人弁護士の選任における基本的な考え方

本市が相手方とされた訴訟に応訴すること等により本市が訴訟の当事者となる場合、基本的には、本市は、当該訴訟において勝訴しなければならない。

弁論主義が採用されている民事訴訟においては、請求内容、相手方の態様等にかかわらず、適切に訴訟追行を行わなかった場合は、本市が敗訴するおそれ否定できないのであるから、訴訟代理人弁護士を選任し、万全の備えをもって訴訟に臨むことは、極めて当然なことである。

すなわち、如何なる態様の訴訟であろうと、油断することなく全力で訴訟追行する、これが本市の訴訟追行における基本的な考え方であり、訴訟代理人弁護士の選任も、この考え方の延長線上にある。

そして、本市が当事者となる訴訟は、法務大臣(法務局)に訴訟の実施を依頼するものを除き、全て訴訟代理人弁護士を選任している。

訴訟代理人の選任に当たっては、複雑困難な事例であると見込まれるような訴訟の場合には弁護士を複数選任する(この場合、弁護士に支払われる謝礼金の額は複数人分の額となる)が、原則として、弁護士を1人選任している。

ただし、その弁護士が、補助弁護士がいた方がよいとの意向を示した場合は、複雑困難な事例でなくても、当該弁護士と補助弁護士に支払う謝礼金の額が全体で1人分の額となることを了知してもらった上で、弁護士を複数選任することがある。

ウ 本件各訴訟の訴訟代理人弁護士が2人であることの合理性等

本件各訴訟は、複雑困難な事例ではないことから、訴訟代理人弁護士1人を選任する事件である。

そして、本件各訴訟においては福永宏弁護士を選任することとし、同弁護士にあっては、より円滑に訴訟を進行するため、従前から、支払額は全体で1人分の額でよいから福永孝弁護士にその業務を補助させたいとの意向があることから、両弁護士を本件各訴訟の訴訟代理人弁護士に選任しているものであり、この場合、福永宏・福永孝の両弁護士に支払われている謝礼金の額は、2人合

わせて1人分の額である。

よって、主任弁護士である福永宏弁護士を福永孝弁護士が補助することで、より円滑に訴訟を進行することができ、かつ、上記のとおり本件各訴訟の謝礼金は1人分の額であるから、本市は、適切に、訴訟代理人弁護士の選任等に係る事務を行っているのであり、当該弁護士の選任等に係る事務が不当であるとの評価は、全く当たらない。

エ まとめ

そもそも、本市に対する訴えを提起した請求人が、その相手方である本市の訴訟態様が不当であると批判することは、被告ないし被控訴人である本市の訴訟行為を不当に侵害することにつながり、その防御方法を制約するおそれすらある（加えて、自ら本件各訴訟に勝訴する見込みがないと述べていることから、請求人は本件各訴訟が不当な訴訟ないし不法行為（最三判昭63.1.26民集42巻1号1ページ参照）に当たることを自認しているともいえる。）。

また、このような批判を住民監査請求という制度を借りて行うこと自体、適当とは思われない。

以上の次第で、請求人の主張には何ら合理性がないため、本件措置請求は、速やかに棄却されるべきである。

3 監査の対象事項

監査の対象事項は、本件各訴訟における訴訟代理人弁護士の選任行為及び選任された弁護士への謝礼金の支払とした。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類並びに広島市長から提出された関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 本件措置請求に係る関係部署及び職員について

本件措置請求に係る6件の訴訟（うち2件は控訴審）は、いずれも企画総務局の職員及び市長の権限を補助執行する教育委員会事務局の職員が執行した事務に関して、請求人が広島市長に対して損害賠償請求を行ったものである。

これらの訴訟について、福永宏弁護士及び福永孝弁護士を訴訟代理人に選任し、事件の処理状況に応じて着手金、謝金、中間謝金及び出廷料（以下「謝礼金」と総称する。）が支払われているが、訴訟代理人の選任の決定は企画総務局及び教育委員会事務局において行われ、謝礼金の支出決定は企画総務局法務課において一括して行われている。

(2) 訴訟代理人の選任について

広島市では、弁論主義が採用されている民事訴訟におい

ては、基本的に請求内容、相手方の態様等にかかわらず、万全の備えをもって訴訟に臨むことが必要であることから、法務大臣に訴訟の実施を依頼するものを除き、全て訴訟代理人として弁護士を選任している。

訴訟代理人を選任するに当たっては、原則として、弁護士を1人選任しているが、委任しようとする弁護士が補助弁護士の選任を求める意向を示した場合には、当該弁護士と補助弁護士に支払う謝礼金の合計額を弁護士1人を選任した場合に支払う金額（以下「1人分の額」という。）とすることの了承を得た上で補助弁護士を選任している。

なお、謝礼金のうち出廷料については、2人の訴訟代理人のうち1人しか出廷しない場合は1人分の額を下回ることの了承を得ている。

本件各訴訟においても、謝礼金の合計額を1人分の額とすることを了承の上で、福永宏弁護士の意向により福永孝弁護士を補助弁護士に選任している。

(3) 謝礼金の支払について

本件各訴訟について、企画総務局法務課長は、平成26年1月から同年9月までを謝礼金の算定対象期間として、福永宏弁護士及び福永孝弁護士に対し、謝礼金の支出を決定し、平成26年4月18日、同年7月31日及び同年10月31日に支払われている。

上記を算定対象期間として企画総務局法務課長が支出決定した全ての弁護士謝礼金の支払状況を確認したところ、本件各訴訟において2人の弁護士に支払われた謝礼金の合計額は、着手金、謝金及び中間謝金については、いずれも1人分の最も低い額と同額となっており、出廷料については、2人のうち1人しか出廷しない場合もあったことから1人分の額を下回っているものもある。

2 判断

本件措置請求に係る各訴訟においては、訴訟事務は円滑に遂行されているとともに、選任された主任弁護士及び補助弁護士の2人に支払う謝礼金の合計額が1人分の額以下で支払われていることから、訴訟代理人を2人選任したこと及び謝礼金支払額のいずれも不当ではない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。

広島市監査公表第7号

平成27年3月23日

広島市監査委員	佐伯克彦
同	井上周子
同	沖宗正明
同	渡辺好造

**監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表**

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監

査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

（別紙）

平成26年度監査の意見に対する対応結果の公表

（企画総務局）

- 1 監査意見公表年月日  
平成26年9月10日（広島市監査公表第21号）
- 2 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成27年3月18日（広企秘第38号）
- 3 監査の意見及び対応の内容

タクシー乗車券の管理について（所管課：企画総務局秘書課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>タクシー乗車券の管理において、業務上の必要から、常時、一定枚数を特定の職員に交付している場合に、出納簿に実際の払出しに応じた内容が記録されていないことなどにより現在高が明らかとなっていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、タクシー乗車券を使用実態に合わせて適正かつ簡便に管理する方法を検討されたい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、平成26年度分から、タクシー乗車券の払出しや使用の都度、例外なくその状況をタクシー乗車券の出納簿に記録する方法に改めることにより、常に現在高が明らかになるような管理方法にした。</p> <p>また、業務上の必要から特定の職員が常時保有しているタクシー乗車券については、現物をもって当該出納簿との突合を毎月末に行う仕組みにすることにより、その紛失を防止し、より確実な管理の徹底を図った。</p>

平成26年度監査結果に対する措置事項等の公表

（財政局）

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日  
平成26年6月12日（広島市監査公表第9号）
- 2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日  
平成27年3月13日（広税市第285号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容  
**【監査の結果】**

事業所税の賦課徴収事務について（所管課：財政局税務部市民税課）

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>事業所税については、市内で一定規模以上の事業を営む法人又は個人に対し事業所税を申告納付の方法により賦課徴収している。</p> <p>この事業所税の賦課徴収事務において、申告に必要な書類を発送した後、申告がない者へ長期間に渡り督促等を行っていないものがあつた。</p> <p>ついては、未申告による賦課徴収漏れを防止し、賦課徴収事務を適正に行うため、内部統制の観点から事務処理マニュアルやチェック体制を整備するなど、必要な対策を講じられたい。</p>	<p>監査の結果を受け、事業所税の未申告による賦課徴収漏れを防止し賦課徴収事務の適正化を図るため、次のとおり事務処理を見直すとともに、あわせて申告に必要な書類の発送から未申告者への申告の督促等に至るまでの一連の事務処理手順について、これを取りまとめたマニュアルを作成し、担当職員に周知徹底した。</p> <p>ア 申告に必要な書類の発送先、発送日、提出された申告書の受付日等を記入する月次の発送受付簿を作成することにより申告書の受付状況及び未申告者の状況をまとめ、進行管理するとともに、これを毎月20日頃に係長に報告し、その確認を受けることとした。</p> <p>イ これらの年間を通じた全体の状況を一括して把握するため、申告に必要な書類を発送した月ごとに、発送件数、申告者数、未申告者数、督促等を行った未申告者数を記載した総括表を作成するとともに、これを毎月20日頃に係長に報告し、その確認を受けることとした。</p> <p>ウ 毎月10日時点での未申告者リストを市税システムから出力し、当該リストに基づいて未申告者を確認の上、申告の督促等を確実に行うこととした。</p>

【監査の意見】

事業所税の減免事務について（所管課：財政局税務部市民税課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>事業所税の減免を受けようとする事業者は、申告納付期限までに「事業所税に係る減免申請書」を提出する必要がある。申告納付期限までに減免が決定されない場合、事業者は減免前の税額を一旦申告納付し、後日、減免決定された段階で減免額が還付される。</p> <p>この減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までに6か月以上要した事例が見受けられた。</p> <p>については、減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までの期間の短縮を図られるよう、事務の見直しを検討されたい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、次のとおり事務を簡素化・効率化することにより、減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までの事務処理期間の短縮を図った。</p> <p>ア 平成27年1月からは、これまで全ての減免申請案件で実施していた現地調査について、資産割に係る減免で申請内容が前事業年度の減免の認定内容と同一である場合には、減免申請と併せて現況に異動がない旨の報告書の提出を求め、電話等による聴取り調査によって確認することにより、当該減免の認定を行うこととした。なお、この方法による減免の認定は、連続して2事業年度までとし、3事業年度目は現地調査を実施する。</p> <p>イ 平成26年5月からは、これまで減免認定の都度作成していた資産割に係る減免に関する決裁文書に添付する平面図、配置図等の資料について、減免の認定内容が前事業年度と同一の場合には、前事業年度において使用したこれらの資料をそのまま継続して使用することとした。</p>



広島市監査公表第8号  
平成27年3月23日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 沖宗正明

同 渡辺好造

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(西区役所)

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成27年3月9日（広西建第255号）
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地のうち西区役所建設部建築課所管分（元庚午南住宅（柁）住宅敷地）について  
(所管課：西区役所建築課)

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>二軒長屋の住宅のうち一軒を譲渡し、残りをその後取壊したが、中央部の柱、壁が敷地内に存置しているため、未利用のまま現在に至っていると思われる。</p> <p>今後の利用計画として、隣接住宅の所有者に早期に建替えをするよう交渉していくとのことであるが、建替えを何年以内にするかを条件で売却したわけではないので、今後もこの状態が続く可能性が考えられる。</p> <p>しかし、将来もかかるであろう管理費や固定資産税収入の機会原価を考えると、構造上一部残した建物があることを前提とした上で、早期に売却の方が得策と考えられる。現状を前提として、売却を図ることが適当である。</p>	<p>当該敷地内に存置していた隣接住宅との共有の工作物について、平成25年10月に、隣接住宅の構造上必要な部分のみを残し、これを取り壊した。</p> <p>その上で、当該敷地のうち当該残存工作物の存する土地について、同年12月にこの土地の部分を分筆し、翌平成26年2月に隣接住宅の所有者に売却した。</p> <p>そして、平成26年11月に当該敷地の残りの部分を公募により売却した。</p>

広島市監査公表第9号

平成27年3月30日

平成27年2月2日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 沖宗正明  
同 渡辺好造

(別紙)

広監第179号

平成27年3月30日

請求人

(略)

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 沖宗正明  
同 渡辺好造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)

平成27年2月2日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成27年2月2日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

広島市立職町小学校校長 瀬川照幸に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

違反事実

瀬川照幸は職町小学校正門に平成20年度に中区保護司会によって設置された社会を明るくする運動の看板について、必要とされる目的外使用許可もせず放置したこと。

広島市立職町小学校の目的外許可申請書類のずさんな保管管理を行っていること。

経緯 詳細

請求者は広島市立職町小学校の現存する(保管期間5年)目的外使用許可関係書類の平成26年12月3日付け開示請求(第2565号)を広島市教育委員会に対し行った。

平成26年12月16日に公文書部分開示決定(広島教

施第83号)を受け開示を受けたが、社会福祉協議会主催の敬老会や本件看板など明らかに抜け落ちているものがあるため、広島市立職町小学校にメールで指摘すると、平成26年12月16日に公文書部分開示決定(広島教施第88号)で追加開示された。

しかしながら上記看板については書類はなかった。

本件看板設置については広島市教育委員会施設課も目的外使用に該当することは認めている。

毎日目にする正門に設置された看板さえも放置している事実は瀬川照幸には学校施設の管理能力はなく、無責任で校長の資格がないことは明らかである。

また、開示請求の経緯から広島市立職町小学校の公文書管理はずさんであり、広島市情報公開条例に対し不適切であり職務が全うできていない。

広島市の損害について

広島市立職町小学校の教育施設のずさんな管理によって、本来ならばとるべき使用料金の未徴収や不当不正な利用の見過ごし、学校施設の管理費用の増大などの疑いがある。

広島市立職町小学校の上記不適切な公文書管理の実態では学校管理全体が適正に行われているか疑問であり、教育施設の管理だけにとどまらない問題である。

必要な措置の内容について

瀬川照幸の学校長更迭と処分

広島市立職町小学校の公文書管理の是正とその徹底

広島市教育委員会所管の他校にも社会を明るくする運動の看板は設置されているので、それが適切に手続きされているか、その確認と問題あれば是正を広島市教育委員会施設課に義務付けよ。

他校(特に瀬川校長の前任校井口明神小学校など)にも適切な公文書管理が行われているか確認し問題あれば是正せよ。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年2月10日に、同月2日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月11日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、同月4日に証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答があった。

2 広島市長及び広島市教育委員会の意見書の提出及び陳述

広島市長及び広島市教育委員会に対し、意見書及び関係書



類等の提出を求めたところ、平成27年2月24日付け広島教総第121号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の要旨は、以下のとおりである。

(1) 広島市長及び広島市教育委員会の意見の趣旨  
措置請求は、理由がない。

(2) 広島市長及び広島市教育委員会の意見の理由

本件措置請求者は、広島市立幟町小学校（以下「同校」という。）校長の瀬川照幸は、同校正門に平成20年度に中地区保護司会によって設置された「社会を明るくする運動」の看板（以下「本件看板」という。）について、必要とされる目的外使用許可もせず放置したこと、また、同校の目的外使用許可申請書類のずさんな保管管理に関して、①瀬川照幸の学校長更迭と処分、②同校の公文書管理の是正、③広島市教育委員会（以下「本市教育委員会」という。）所管の他校にも社会を明るくする運動の看板は設置されているので、それが適切に手続きされているか、その確認と問題があれば是正を本市教育委員会施設課に義務付けよ、④他校（特に瀬川校長の前任校井口明神小学校など）にも適切な公文書管理が行われているか確認し問題があれば是正せよと主張するとともに、広島市に与えた損害として、⑤同校の教育施設のずさんな管理によって、本来ならば取るべき使用料金の未徴収や不当不正な利用の見過ごし、学校施設の管理費用の増大などの疑いがあるとしている。

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならないとされていることから、以下、財務会計上の行為等があると認められる点で、対象となる行為が特定できるものについて述べる。

ア 本件看板の設置について

学校施設を、学校（本市）以外の者が、学校教育以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可が必要である（学校施設の確保に関する政令第3条、地方自治法第238条の4第7項）。

そして、目的外使用許可など学校の校舎やグラウンド、門扉など学校の用に供する財産の管理に関することは、教育委員会の所管（権限）に属し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号）、本市教育委員会では、同権限を、教育長に委任している（同法第26条第1項、広島市教育委員会事務決裁規則第2条第1号）。さらに、教育長は、学校施設の目的外使用許可のうち、使用期間が7日未満のもの及び使用期間が7日以上のもものうち看板、幕、旗については、その権限を学校長に委任している（教育機関の長に対する事務委任規程第2条第1項第7号）。

また、目的外使用許可にあたっては、申請者から所定の申請書を提出させ、使用許可を決定したときは使用許可書を交付しなければならない（広島市財産規則第28条第1項、同29条第1項）。

学校長権限に係る目的外使用許可については、「学校施設の目的外使用許可及び使用料の減免基準」を定めており、また、「学校施設の目的外使用許可処分取扱マニュアル」（平成20年5月1日施行 以下「マニュアル」という。）を作成のうえ各校に配布し、その手続きの周知・徹底を図っている。

本件看板は、法務省が主唱している「社会を明るくする運動」の一環として、平成19年度の第57回“社会を明るくする運動”広島県推進委員会が実施した作文・標語コンクールにおいて最優秀となった標語（「いけないよ」言える勇気と聞く勇気）を掲載したもので、各地区の保護司会や更生保護女性会などが作成し、平成20年度の第58回“社会を明るくする運動”の強調期間（平成20年7月の1か月間）において、同保護司会や更生保護女性会などに属する会員の方が事業所や学校などに掲示を依頼して設置された看板の一つである（法務省関係機関に確認）。

同運動や看板の設置は、「犯罪のない明るい社会を築こう」という目的で行われているもの（法務省ホームページより）であり、「普通教育のうちの基礎的なものを施す」という小学校の目的（学校教育法第29条）とは異なるものであることから、原則として、保護司会や更生保護女性会の看板を設置するにあたっては、目的外使用許可の申請書を学校長に提出し、その許可書の交付を受ける必要があった。

このため、本件看板について、目的外使用許可に係る所定の手続きが取られていなかったことについて、同校校長に確認したところ、「同看板には「社会を明るくする運動」の第58回の標語（「いけないよ」言える勇気と聞く勇気）が記載してある。私の前任の校長がその正門への設置を平成20年度に口頭で認めたもので、私が幟町小学校に赴任した際に、そのことに気が付いたが、その看板に記載された文言（標語）がいじめ問題をなくそうと取り組んでいる本校の取組と合致しており、既に設置後1年以上経過していても、本校のいじめ防止対策の推進に役立つものと考え設置を継続することとした。」とのことである。同校では、今回、請求者からの公文書開示請求を受けて、本件看板の取扱いについてあらためて学校内で検討し、施設課とも協議の上、「本件看板は学校運営上きわめて効果的な看板であり、学校自ら設置する方法をも含めて、今後どのように扱うのかを整理するまでの間は、一旦、本件看板を正門から撤去する。」こととした。なお、幟町地区社会福祉協議会等から同様な看板の設置申請があれば、同校校長が使用許可の決定を行った上で、同看板を門に設置させることにし

ている。

本件看板については、当初、中地区保護司会が設置したものと整理していたが、再度関係者に確認したところ、本件看板には「主催 中地区更生保護女性会、協賛 鞆町地区社会福祉協議会」と記載しており、鞆町地区社会福祉協議会の役員が設置を依頼したとのことである。

本件看板に記載されている中地区更生保護女性会は、「女性の立場から、更生保護事業に協力し地域の犯罪予防を助長することを目的」（中地区更生保護女性会規約第4条より）に設置された団体で、国（法務省）が保護司会や更生保護法人などとともに「更生保護の機構」の中の一つの組織として位置付けている（同省ホームページ「更生保護の組織」より）団体である。

また、鞆町地区社会福祉協議会は、「鞆町地区の住民の生活向上、福祉増進を図り、地域の連帯と発展に寄与するために、諸団体相互の連絡調整を図り、その組織活動を促進し、活力と思いやりのあるまちづくりを推進することを目的」（鞆町地区社会福祉協議会規約第4条より）に設置された団体で、社会福祉法人である広島市中区社会福祉協議会と連携し、町内会などと連携・協力・協働しながら鞆町地区内の福祉活動を行っている（地域福祉推進第7次5か年計画より）団体である。

学校施設の目的外使用許可は、公共的団体において、公益事業の用に供するために使用するとき等に認められる。公共的団体とは、「公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わない。」（地方自治法第96条第1項第12号（現行法では第14号）の対象となる公共的団体等に関する間に対する昭和24年2月7日の自治課長回答より）とされ、また、「その具体的な活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては公共的団体と解してさしつかえない。」（地方自治法第157条第1項の公共的団体等に関する間に対する昭和24年8月15日の行政課長回答より）とされている。学校施設の目的外使用許可及び使用料の減免基準においても、同様である。

本件看板については、目的外使用許可手続が行われていなかったため、設置主体は中地区更生保護女性会か鞆町地区社会福祉協議会か明らかでないが、仮に目的外使用許可手続を行ったとすると、両団体は、いずれも公共的団体であり、これらの団体が地域の犯罪予防を助長したり、そういった活動を促進したりするための本件看板の設置は公益を目的とした事業であると認められる。

イ 本件看板の設置による使用料の未徴収について

行政財産の目的外使用については、地方自治法及び広島市財産条例に基づき使用料を徴収することとなっており、使用料を免除する場合を除き、その徴収を怠ったときは使用料相当額が損害となる。

上記のとおり、学校施設などの行政財産を目的外使用

許可する場合には、所定の使用料を徴収することとしている（広島市財産条例第2条第1項）が、他の公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するときやその他市長が必要があると認めるときは、その使用料を免除又は減額することができることとしている（広島市財産条例第2条第3項）。

これを受けて、「学校施設の目的外使用許可及び使用料の減免基準」を設定し、同基準1-③で、社会福祉法人等において、公益を目的とした事業又は行事のため使用するときには使用料を免除することができることを明記している。

アのとおり、中地区更生保護女性会及び鞆町地区社会福祉協議会は、いずれも公共的団体であり、本件看板の設置は公益を目的とした事業であると認められるため、本件看板の設置については、使用料を免除することとなる。

したがって、広島市は使用料を徴収する必要がないため、使用料相当額の損害は発生しない。

ウ 本件措置請求について

以上のことから、鞆町小学校長の更迭と処分を求める本件措置請求は、理由がない。

エ その他

なお、住民監査請求の対象とはならないが、請求人が主張する以下の点について述べる。

(7)公文書管理について

請求人から指摘のあった公文書開示請求については、団体からの使用許可申請があった場合に、迅速に対応できるようにするため、行事別に分けるなど文書を細分化して保管していたことで、結果として、追加開示することとなったものであるが、文書を集約化するなど速やかに管理方法を見直し、同様の失念が生じにくいようにしている。

(4)不当不正な利用の見逃しについて

本件看板の設置は学校長が認めていたものであり、不当不正な利用ではない。

(7)学校施設の管理費用の増大について

看板を設置したことによる管理費用の支出はない。

3 監査対象事項

監査の対象は、広島市立鞆町小学校正門に設置された「社会を明るくする運動」の看板（以下「本件看板」という。）の設置に係る許可、使用料及び管理経費とした。

なお、その他の請求人の主張には個別的、具体的な記載がなく、要件に該当しないことから、監査の対象としなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類並びに広島市長及び広島市教育委員会から提出された関係書類並びに関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 学校施設について

ア 小学校は、学校教育法第29条において、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするとされている。公立小学校は地方自治法第238条第4項に定める行政財産であり、同法第244条に定める公の施設である。

同法第225条において、公の施設の利用につき使用料を徴取することができることが定められているが、同法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要であるとされている。これを受けて広島市では、広島市立学校条例において、授業料、聴講料、入園料・入学科及び寄宿舎使用料が使用料として定められている。

学校の用に供する財産の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により教育委員会が行うとされているが、校務については、学校教育法第37条第4項において、校長にこれをつかさどる責任と権限があるとされている。

校務とは、学校の目的である教育を行うための教育課程に基づく学習指導や学校施設設備に関するものなどであるとされており、学校施設の管理は校務の一つである。

なお、学校施設とは、学校施設の確保に関する政令第2条第2項において、学校の建物その他の工作物及び土地とされている。

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第50条第1項において、校長は、施設、設備等の保全管理に努めなければならないと定められている。

このため、広島市教育委員会（以下「市教委」という。）は、小学校教育の目的のために学校施設を使用するに際しても、責任の所在を明らかにするなど、より適正に管理するため、①単位PTA主催による学校での文化活動、スポーツ活動、バザーなど、②教育研究会主催による学校での各種研究会や研修の開催、③その他、学校以外の団体が、学校の設置目的に沿って学校施設を使用するものについて、必要な手続を定めて、平成25年7月2日付け市教委施設課長通知「学校以外の団体による学校施設の使用について」により各学校へ周知している。

イ 学校施設の確保に関する政令第3条において、学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならないとされているが、例外として、法律又は法律に基づく命令の規定に基づいて使用する場合及び管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合はこの限りでないとされている。また、管理者又は学校の長が

上記の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならないとされている。

地方自治法においては、同法第238条の4第7項により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる定められており、広島市では、広島市財産条例及び広島市財産規則でその手続等を定めている。

行政財産の目的外使用許可をする場合には、広島市財産条例第2条第1項及び第2項により、使用許可の際、使用料を徴取することとされている。また、同条第3項により、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する時又はその他市長が特に必要があると認める場合には、これを免除又は減額することができることとされている。

学校の用に供する財産の目的外使用許可の権限については、広島市教育委員会事務決裁規則第2条により、市教委から教育長に委任されている。さらに、教育機関の長に対する事務委任規程第2条により、学校施設の軽微な目的外使用に関する事務は教育長から校長に委任されており、使用期間が7日を超えるもののうち、看板、幕、旗の設置の許可は、平成20年5月1日から校長の権限とされ、同日施行の学校施設の目的外使用許可処分取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）において明記された。

使用料の賦課徴収については、地方自治法第149条第3号により市長の権限とされているが、広島市では、同法第180条の2に基づき、教育長その他の教育委員会事務局職員に補助執行させることとしており、広島市職務権限規程により、使用料の徴収及び減免の決定は施設課長又は校長が行うこととされている。

学校施設の目的外使用許可及び使用料徴収の具体的な手続等は、マニュアルで定められており、申請者は、学校施設使用許可申請書兼使用料減免願を学校に提出し、校長は、マニュアル等に基づき、申請の内容が学校施設の目的外使用許可の基準に適合するか否かについて検討を行い、適合すると認められる場合は許可を行うこととなっている。

また、学校施設の目的外使用に係る使用料の減免については、使用料減免基準が定められており、それによれば、社会福祉法人等の公共的団体において、公益を目的とした事業又は行事のため使用する時等には使用料を免除することとされており、公共的団体とは、産業経済団体、厚生社会事業団体、文化教育事業団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされている。

(2) 本件看板の設置について

ア 本件看板には、第58回社会を明るくする運動の標語

（「いけないよ」言える勇気と聞く勇気）が記載され、その下に「主催 中地区更生保護女性会 協賛 鞆町地区社会福祉協議会」と記載されている。

イ 本件看板に主催として表記されている中地区更生保護女性会は、規約によれば、中区内の更生保護女性会員をもって組織し、女性の立場から更生保護事業に協力し、地域の犯罪予防を助長することを目的とする団体である。

ウ また、協賛として表記されている鞆町地区社会福祉協議会（以下「鞆町地区社協」という。）は、規約によれば、鞆町地区に居住する住民並びに会の趣旨に賛同する地区内諸団体により構成され、鞆町地区の住民の生活向上、福祉増進を図り、地域の連携と発展に寄与するために、諸団体相互の連絡調整を図り、その組織活動を促進し、活力と思いやりのあるまちづくりを推進することを目的とする団体である。

エ 本件看板の設置について、意見書等によれば、平成20年7月に協賛団体である鞆町地区社協の役員から鞆町小学校長に依頼があり、その際、当時の校長は、口頭で本件看板の設置を認めた。平成21年4月に就任した瀬川校長は、本件看板に記載されていた標語が、同校の取組と合致するものであったことから、本件看板については設置を継続することとした。その後、本件看板は平成26年12月に撤去された。

(3) 本件看板設置に伴う管理費用について  
請求人は、教育施設のずさんな管理によって、学校施設の管理費用の増大の疑いがあると主張しているが、それを証明する証拠は添えられていなかった。  
請求人の主張するような費用が発生しているか否かについて、支出状況等を確認したが、損害と認定すべき事実は認められなかった。

2 判断

本件看板は、犯罪や非行のない明るい社会を目指すための啓発を目的として作成されたもので、直接学校教育の目的のために作成されたものではないため、その設置には目的外使用許可が必要とされるが、マニュアル等に基づく手続は行われていなかった。

目的外使用の許可に当たっては、広島市財産条例第2条第1項では使用料を徴収することとなっているが、同条第3項により公共的団体において、公益を目的とした事業又は行事のため使用する場合には、申請により免除することができる。これを受けて、学校施設の目的外使用に係る使用料の減免については、使用料減免基準が定められている。

本件看板の設置については、1(2)により公共的団体と認められる中地区更生保護女性会又は鞆町地区社協が、犯罪や非行のない明るい社会を目指すための啓発活動という公益目的の事業として行っていることから、申請が行われれば、同条例及び使用料減免基準により使用料が免除される事案に該当するため、使用料を徴収しなかったことにつき、実質的に損害が発生しているとは言えない。

また、管理経費については、1(3)のとおり損害と認定すべき事実は認められなかった。

なお、学校施設の使用許可が住民監査請求の対象となるか否かについては、住民訴訟では、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為が対象となるとされており（最高裁第一小法廷平成2年4月12日判決）、住民監査請求においても同様と解されているところ、本件看板の設置は学校施設の使用を施設管理者の見地から認める行為であり、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。

第5 意見

学校施設の目的外使用許可に関しては、これまでも、定期監査及び行政監査結果報告において、適正な事務処理を求めてきたところであり、市教委では、マニュアルの策定等の対策を講じてきている。

しかしながら、直近の監査においても、マニュアル等に基づく手続が行われていない事例等が散見された。

については、学校施設の管理について、再度、内部統制の観点から、チェック体制の強化を図る等により、適正な事務処理が行われるよう努められたい。



広島市監査公表第10号

平成27年3月30日

平成27年2月10日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 沖宗正明  
同 渡辺好造

(別紙)

広監第181号

平成27年3月30日

請求人  
(略)

広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 沖宗正明  
 同 渡辺好造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
 (通知)

平成27年2月10日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成27年2月10日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。なお、請求書に記載された漢字及び仮名遣いのうち、常用漢字表に記載されていないもの及び現代仮名遣いでないものについては改めた。

平成26年5月分として一金2,702,185円が支払われていた。

業務委託名「平和記念公園警備業務」委託契約書の「平和記念公園警備業務仕様書」

2 業務内容

(1) 公園内の巡視及び警戒

イ 公園内の禁止事項(広島市公園条例第5条)の監視及び指導

ウ 公園内の制限事項(広島市公園条例第4条)の監視及び指導

委託業務実施計画書

2 目的・・・公園における秩序の維持並びに施設及び設備の保全を図り・・・

上記事項を実施しなければならない契約になっているのにも関わらず

広島市緑政課課長古田典之氏は、正常な業務の履行確認を行わず平成26年5月分の委託料を「広島県警備業協同組合」に支払っていた。

当日、私が、警備会社事務所に行き公園内で拡声器を使用し複数の者が集会を行っているの直ちに取り締まりを要請したところ待機していた警備員は、「直ちに向かいます。」と答えた。

しかしながら15分以上も経過するも警備員は現場に到着しなかった。

そこで再び私は、公園内警備事務所へ行ったところからの通話録音を文書に致します。

以下「A氏」とは、株式会社ニッソー業務部業務課隊長A氏である。

私 「平和公園敷地内に入っているって言ったでしょう。

何故行かないんですか。」

隊長 A氏「わしが、行かんでええって言った。」

私 「貴方何と言いますか。」

隊長 A氏「A」

私 「15分たっていますよ。その人出してください。」

隊長 A氏「今よそ行っとる。どの辺におる。どこの敷地入っとる。」

私 「案内しますから急いでください。」

隊長 A氏「御宅に指示される必要はない。」

私 「指示じゃない要求です。お願いです。お願い出来ないんですか。」

隊長 A氏「・・・。」

私 「15分経過しています。」

隊長 A氏「・・・。」

私 「今は証拠のある事です。」

隊長 A氏「・・・。」

私 「行かなくて良いと言ったんですね。報告をしましたか。会社に。敷地内では出来ないんですね。」

隊長 A氏「解らん。見てみん事には何も言えんでしよう。」

私 「こちらから行きましょう。早いですから。近道行ってください。緊急を要する事ですから。」

隊長 A氏「緊急を要する事でない。」

私 「緊急を要する事ではないんですね。敷地内での許可がでていないんですよ。」

隊長 A氏「解った。解った。」

私 「何故大回りして行くのでしょうか。終わるのを待っているんですか。」

隊長 A氏「関係ない。」

私 「関係ありますよ。県民ですから。上の人は知っていますか。警備会社の人です。」

隊長 A氏「知らんじゃろう。」

私 「市役所の人に聞いてもらうんです。」

(注)上記会話内容は、平成26年5月15日12時50分より4分間です。

指摘する集会は、当日12時頃より約1時間行われました。私の確認では約10名参加する「さよなら原発1000万人アクション」と称する「B」と明記した集会であり写真で確認できるように少なくとも男性4名が敷地内に立ち入って拡声器使用している事実が確認できます。

上記集会は、明確に「さよなら原発」という政治目的・特定思想の活動でありしかも度々開催している事を「警備会社ニッソー」は確認しているはずであります。

しかし日誌今までには不記載若しくは、違反していないかのような記述をしている。

広島市は、「特定集団・特定集会」への黙認を直ちに取り締まらなければなりません。

そのために広島市に重大なる損害が生じている。

このため不当なる業務委託費の支出により広島市が被った損

害を市長に補填させるため、一金2,702,185円の返還を求めるとする。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年2月19日に、同月10日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月11日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、同日に陳述を行った。

その内容は、請求書の内容を補強するものは特になかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成27年2月27日付け広緑第251号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の内容は、以下のとおりである。

(1) 広島市の意見の趣旨

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 広島市の意見の理由

本件措置請求人（以下「請求人」という。）は、平和記念公園警備業務（以下「公園警備業務」という。）に従事していた広島県警備業協同組合（以下「協同組合」という。）の警備員が、公園警備業務における平和記念公園警備業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に反し、平和記念公園内の制限行為の監視及び指導を行わなかったにもかかわらず、広島市長は正常な業務の履行確認を行わず、本来支払う必要のない委託料を協同組合に支払ったことから、これを返還するように主張しているため、以下、この点に関して述べる。

ア 公園警備業務について

平和記念公園を始めとする公園は、誰もが何時においても自由に使用できることが原則である。

このような中で、公園を安全かつ快適な状態に維持するため、条例により一定の行為に対する制限及び禁止を定めている。

このうち、制限行為として、広島市公園条例第4条第1項に、募金や興行、業としての写真撮影、集会等に類する行為等を定めている。また、禁止行為として、同条例第5条に、公園を損傷する行為や他の公園利用者に迷惑を及ぼすような行為、公園の管理に支障があると認め

られる行為等を定めている。

本市（都市整備局緑化推進部緑政課）は、本市が管理する平和記念公園について、公園内における火災、その他の事故を未然に防止し、秩序維持及び施設保全を図るため、公園警備業務を協同組合に委託しており、協同組合は、平和記念公園警備業務契約書及び業務仕様書に基づき、公園内において、前述の制限行為及び禁止行為に該当する行為の監視及び指導等の警備を行っている。

イ 委託料の支払いについて

本市は業務仕様書に基づき、委託業務実施報告書（業務日誌）（以下「業務日誌」という。）を業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に、委託業務実施報告書（月間報告書）（以下「月間報告書」という。）を毎月の業務終了後速やかに、協同組合から提出させている。

これら提出された報告書のうち、業務日誌については、検査員が日々検査を行い、月間報告書については、検査員が到達の日から起算して10日以内に検査を行っており、本市は委託業務が適正に行われていると確認した上で、協同組合からの請求に応じて当該月分の委託料の支払いを行っている。

平成26年5月分の委託料の支払いに当たっては、本市は、日々の業務状況について、業務日誌を業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に協同組合から提出を受け、同日中に検査員が履行確認の検査を行っており、また、警備員の従事状況等について、月間報告書を平成26年6月2日に提出を受け、同日に検査員が履行確認のための検査を行っており、これらの報告書に基づき業務が適正に履行されていると確認した上で、同年7月2日付けの協同組合からの請求書の提出を受けて支払手続を行い、同月31日に支払いを完了している。

ウ 本件措置請求に対する認否について

(ア) 請求人の主張

a 平成26年5月15日に平和記念公園内で無許可の集会が行われており、請求人からの要請があったにもかかわらず、協同組合の警備員A氏（以下「A氏」という。）は、指揮下にある警備員を直ちに現場に派遣せず、取り締まりを行わなかった。したがって、協同組合は、業務仕様書に定められた「公園内の禁止行為の監視及び指導」及び「公園内の制限行為の監視及び指導」を行っていない。

b 前記aの事実にもかかわらず、広島市長は正常な業務の確認を行わず、平成26年5月分の委託料を協同組合に支払った。

(イ) 聴取調査による事実確認

本件措置請求書の記述にあった、平成26年5月15日に平和記念公園内で行われた活動とその対応について、その事実を確認するため、本市は協同組合を通じ現場責任者である警備員隊長A氏に聴取調査を行

うとともに、協同組合からも当時の状況についての聴き取りを行った。

協同組合から提出された報告書及び協同組合から聴き取りを行った際の内容は、以下のとおりである。

- a 本件措置請求書の記述にある「さようなら原発1000万人アクション」という横断幕を使用して活動を行っていた団体は、平成26年5月14日以前にも、公園警備業務における監視及び指導の対象区域外となる平和記念公園を横断する市道区域内（元安橋上）において、所管の警察署長が発行する道路使用許可証を所持した上で、複数回にわたり署名活動を行っていた。また、A氏をはじめとする協同組合の警備員は、これまでも、適宜、声掛けを行い、署名活動を行う場合は他の公園利用者の迷惑とならないよう、また、公園管理上の支障とならないよう、幾度となく口頭で注意を行っていた。
- b 平成26年5月15日当日についても、協同組合の警備員は公園内の巡回警備を行っており、渡邊氏から要請を受ける直前となる午前11時30分頃に、A氏は当該団体が市道区域内（元安橋上）で署名活動を行っていたことを確認した上で、当該団体に注意を行っていた。
- c 請求人から至急取り締まりを行うよう要請を受けた際の対応について、A氏は、直前の当該団体の活動の様態や規模、場所、また、これまで他の公園利用者トラブルになっていないことから、制限行為や禁止行為に該当せず、直ちに現場確認をする緊急性はなく、通常の巡回警備において注意を行うことが適切であると判断し、指揮下の警備員を現場に急行させなかった。
- d 改めて請求人から、元安橋上の歩道だけでなく公園内に入って集会を行っていると指摘を受け、A氏は請求人とともに現場へ行ったが、既に活動は終了していた。
- e その後、請求人は現場を立ち去ったが、A氏が当該活動の責任者に活動の状況を聴取したところ、公園内に入って署名活動を行っていたことを認めた。このため、公園内で署名活動等を行う場合、状況によっては市の許可が必要であることを改めて注意し、理解を得た。

(ウ) 本市の判断

以上の調査内容を受け、本市として、本件措置請求書に記述のあった平成26年5月15日の「さようなら原発1000万人アクション」という横断幕を使用して活動を行っていた団体による活動への対応が、公園警備業務を適正に履行していると言えるか、また、履行確認が適正に行われていたか、についての検討を行った。

- a 公園警備業務を適正に履行していると言えるかに

ついて

業務仕様書には、公園内の秩序維持及び施設保全を図るため、「公園内の制限行為（広島市公園条例第4条）の監視及び指導」及び「公園内の禁止行為（広島市公園条例第5条）の監視及び指導」を行うことと記載している。また、運用上、業務仕様書の制限行為又は禁止行為に当たるか否かについては、これまでの業務実績から指導等のノウハウを蓄積しており、また、現場状況を熟知し、適正な判断を行うことができる協同組合が行うこととしている。なお、判断に疑義が生じる場合は、速やかに本市（都市整備局緑化推進部緑政課）に協議することとしている。

前期ウ(イ)のA氏への聴取調査等によると、当該団体による活動は、(a)直ちに移動可能な状態での活動であり、また、長時間にわたり独占的に使用していない（請求人の主張においても1時間程度である。）こと、(b)公園内での活動人数が4名程度と少人数であること、(c)公園を損傷又は汚損等する行為でないこと、(d)公園の管理上支障となる行為でないこと、(e)他の公園利用者に迷惑を及ぼす行為でないこと、という状況から、これらを総合的に勘案すると、同条例第4条第1項に規定する制限行為及び同条例第5条に規定する禁止行為に該当せず、公園の自由使用としての範疇であり、本市の許可を必要としないものである。

したがって、当該団体の活動への対応は、業務仕様書に定められた「公園内の制限行為の監視及び指導」及び「公園内の禁止行為の監視及び指導」の対象外である。

さらに、A氏が現場に到着した際には、既に活動は終了していたが、A氏は当該活動の責任者に対し、公園内で署名活動等を行う場合、状況によっては市の許可が必要であることを改めて口頭により注意を行っている。

以上のことから、現場責任者であるA氏は、業務仕様書に定められた公園内の巡視及び警戒を適切に行っており、協同組合は公園警備業務を適正に履行している。

b 履行確認が適正に行われたかについて

- (a) 平成26年5月15日の業務日誌は、協同組合から業務仕様書に定める期日である同月16日に提出されている。また、その他の業務日誌についても各期日までに提出されている。
- (b) 平成26年5月分の月間報告書は、協同組合から業務終了後速やかに提出されている。（平成26年6月2日提出）
- (c) 提出された業務日誌及び月間報告書に基づき、業務日誌については、業務終了の翌日（休日等）についてはその翌日に、月間報告書については平成26年6月2日に、それぞれ検査員が履行確認

のための検査を行ったが、当該検査においても業務が適正に行われたことを確認した。

以上のことから、本市は履行確認を適正に行っている。

(イ) 結論

協同組合は委託業務を平和記念公園警備業務契約書や業務仕様書に基づき適正に行っており、また、本市も履行確認を適正に行っていることから、委託料の支出は適法であり、請求人が言う広島市に重大な損害は生じていないものである。

エ まとめ

以上のことから、請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 監査対象事項

監査の対象は、平和記念公園警備業務委託に係る業務履行状況及び履行確認とした。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類並びに広島市長から提出された関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 公園の管理について

平和記念公園は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園である。

広島市では、都市公園法第18条の規定に基づき、広島市公園条例（以下「条例」という。）を制定し、公園の設置、管理等について必要な事項を定めている。

都市公園は原則自由利用であるが、一定の行為は禁止又は制限されている。禁止行為の一部及び制限行為については、広島市長の許可があれば行うことができるとされている。

(2) 警備業務委託契約について

広島市は、平和記念公園警備業務（以下「警備業務」という。）については、地方自治法に規定する長期継続契約として、平成23年4月1日から平成27年3月31日までを履行期間とする業務委託契約（以下「委託契約」という。）を、広島県警備業協同組合（以下「協同組合」という。）と平成23年3月11日に締結している。

委託契約の業務内容は、「平和記念公園警備業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定められており、「公園内の巡視及び警戒」については、業務仕様書の2(1)において、公園内における火災、その他の事故を未然に防止し、秩序維持及び施設保全を図るため、巡視及び警戒を行うものとされ、その主な内容として、火災及び盗難等の防止、公園内の禁止行為の監視及び指導、公園内の制限行

為の監視及び指導などが挙げられている。

(3) 本件措置請求における行為等について

本件措置請求における行為等については、請求人から提出された事実を証する書類及び広島市長から提出された意見書等によると、以下のとおりと認められる。

ア 受託者の業務従事者であるA氏は、平成26年5月14日以前にも「さようなら原発1000万人アクション」と称する署名活動が、元安橋上の道路区域内で複数回行われていることを視認しており、署名活動を行っている団体の代表者に道路使用許可を受けていることを口頭で確認するとともに、署名活動を行うに当たっては公園管理上支障とならないよう注意を促していた。

イ 平成26年5月15日、A氏は、請求人から要請がある前に公園内を巡視していたが、当該活動がこれまでと同様に元安橋上の道路区域内で行われていることを視認し、アと同様に注意を促していた。

ウ 請求人は、道路上で当該活動を行っていた団体のうち4名が、公園敷地内に立ち入って、署名活動の一環として横断幕を広げ拡声器を使用していることを「集会」と判断したことから、公園管理事務所を訪れ、直ちに取締まるよう、警備員に要請した。

エ 請求人からの要請に対し、A氏は、今回の活動も元安橋上で行われており、巡回時に視認した当該活動の態様や規模、活動を行っている請求人が申し立てている場所、これまでも他の公園利用者とのトラブルがなかったことなどから、制限行為及び禁止行為には該当せず、直ちに現場確認をする必要はないと判断し、現場に向かう指示を部下にしなかった。

オ その後、請求人が再度要請したことから、A氏は、請求人と現場に向かったが、A氏が現場に到着した時点では、当該活動は解散した後の片づけをしているところであった。A氏は、当該活動の責任者に対し、公園内に立ち入った状況を確認した。その際に、公園敷地内で他の公園利用者の利用の支障や公園管理上の支障となり公園を占用するような場合には許可が必要である旨を改めて伝えた。

(4) 業務の履行確認及び委託料の支出

広島市では、広島市契約規則第35条で、検査職員は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書等により検査を行わなければならない旨規定している。

委託契約の契約約款第12条第1項及び第2項並びに業務仕様書5(5)において、協同組合は、委託業務実施報告書として、業務日誌を業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に、月間報告書を業務終了後速やかに、広島市に対して提出しなければならないとされている。また、広島市は、当該業務日誌又は当該月間報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うも



のとされている。

本件においては、平成26年5月15日の業務日誌は、提出期限である同月16日に協同組合から広島市に提出されている。委託契約に係る検査員は、同日に当該業務日誌により検査を行い、警備業務が適切に履行されているものと認め、広島市都市整備局緑化推進部緑政課長（以下「緑政課長」という。）に当該業務日誌を供覧している。

また、平成26年5月分の月間報告書は、同年6月2日に協同組合から広島市に提出されている。当該検査員は、業務日誌での日々の業務実施状況及び月間報告書の内容を基に検査を行い、警備業務が適切に履行されているものと認め、その旨を緑政課長に報告している。

緑政課長は、当該報告を基に業務が履行されたと判断したことから、平成26年5月分の委託料270万2,185円を同年7月31日に支払った。

## 2 判断

### (1) 業務の履行について

本件措置請求における行為等は上記1(3)のとおりであり、受託者が、本件署名活動はその態様、規模及び場所等の観点から条例第4条第1項の制限行為及び条例第5条の禁止行為には当たらないと判断したことは妥当であり、受託者の一連の行為は、契約書や業務仕様書に反するものではなく、業務不履行には当たらない。

なお、条例第4条第1項及び第5条ただし書の許可が住民監査請求の対象となるか否かについては、住民訴訟では、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為が対象となるとされており（最高裁第一小法廷平成24年4月12日判決）、住民監査請求においても同様と解されているところ、条例第4条第1項及び第5条ただし書の許可は、公園管理上の見地から認める行為であり、公園敷地の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするものではないことから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。

### (2) 業務の履行確認について

上記1(4)のとおり、委託料を支払うに当たって、検査員は、業務日誌及び月間報告書により業務が契約書等に従って履行されているかの検査を行い、緑政課長は検査結果により契約書等に従って業務が履行されていることを確認していることから、広島市契約規則及び広島市委託契約約款の規定に基づき処理されており、本件履行確認は適切に行われていると認められる。

## 3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求について請求を棄却する。

---

**正**

---

**誤**

---

広島市報定期第1017号

(28ページ 左欄)

(誤) 広島市監査公表第108号

(正) 広監第108号